

2022年3月1日

お客様各位

酒津商事株式会社

電気料金メニュー約款の変更について

平素は「eコトでんき!」をご利用いただき有難うございます。

掲題の件、弊社ではこの度、電気料金メニュー約款の内容を見直し、2022年4月1日より以下の通り改定させていただきますので以下の通り予めお知らせいたします。

1. 変更の対象となる約款

- (1) 電気料金メニュー約款 (電灯)
- (2) 電気料金メニュー約款 (低圧電力)

2. 変更の概要

昨今の燃料価格の大幅かつ急激な変動等の電力事業を取り巻く状況変化を踏まえ、電力の安定供給を目的とし、資源価格を適切に反映するために導入している燃料費調整制度の燃料費調整額の算定に用いる上限価格を撤廃させていただきます。また、燃料費調整額の算定方法に係る詳細を追記いたします。

※燃料費調整制度とは、石油、石炭、天然ガスなどの火力発電燃料の価格変動に応じ、毎月自動で電気料金を調整する制度です。燃料価格が上昇した場合は燃料費調整額を加算し、燃料価格が低下した場合は燃料費調整額を差し引き、電気料金を算定します。

※弊社は市場連動型プランを導入しておりません。日本卸電力取引場 (JEPX) の取引価格がお客様の電気料金に反映されることはありませんので、ご安心ください

<燃料費調整単価の例>

2022年3月の中国電力管内における燃料費調整単価：3.28 円/kWh

平均燃料価格：39,400 円/kl…①

基準燃料価格：26,000 円/kl…②

中国電力管内の基準単価：1 契約につき最初の 15kWh まで 3.680 円

上記をこえる 1kWh につき 0.245 円…③

燃料費調整単価 [円/kWh] = (平均燃料価格①-基準燃料価格②)×基準単価③÷1000

3.28 [円/kWh] = (39,400 円 - 26,000 円) × 0.245 円 ÷ 1,000

※お客様におかれては、特段のお手続きは不要です。

3. 変更の効力発生日

2022年4月1日(金) (5月検針~6月度ご請求分より)

4. 本変更後の本約款の掲載先

URL：<http://www.sakazu-corp.co.jp/>

5. 本件に関するお問合せ先

酒津商事株式会社

電話番号：086-422-0517

(月曜日~土曜日、第1・最終土曜日、祝祭日、当社の指定する休日を除く 9:00~17:30)

メール：info@sakazu-corp.co.jp

【 電気料金メニュー約款（電灯）の変更内容 】

	現行	変更後																																						
・別紙2 燃料費調整	<p>1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (Y - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> <p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.1543</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.1322</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.9761</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料価格</td> <td>X</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準単価(1 キロワット時につき)</td> <td>24 銭 5 厘</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α	0.1543	β	0.1322	γ	0.9761	燃料価格	X	26,000	Y	39,000	基準単価(1 キロワット時につき)		24 銭 5 厘	<p>1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。なお、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とし、最低料金適用電力量とは 1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> <p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.1543</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.1322</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.9761</td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料価格</td> <td>X 26,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基準単価</td> <td>最低料金が適用される契約種別の場合</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 上記をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>3 円 68 銭 0 厘 24 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td>最低料金が適用されない契約種別の場合</td> <td>1 キロワット時につき</td> <td>24 銭 5 厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>・燃料価格 Y を削除 ・基準価格の適用条件について詳細を追記</p>	項目		値	係数	α	0.1543	β	0.1322	γ	0.9761	燃料価格		X 26,000	基準単価	最低料金が適用される契約種別の場合	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 上記をこえる 1 キロワット時につき	3 円 68 銭 0 厘 24 銭 5 厘	最低料金が適用されない契約種別の場合	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘
項目		値																																						
係数	α	0.1543																																						
	β	0.1322																																						
	γ	0.9761																																						
燃料価格	X	26,000																																						
	Y	39,000																																						
基準単価(1 キロワット時につき)		24 銭 5 厘																																						
項目		値																																						
係数	α	0.1543																																						
	β	0.1322																																						
	γ	0.9761																																						
燃料価格		X 26,000																																						
基準単価	最低料金が適用される契約種別の場合	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 上記をこえる 1 キロワット時につき	3 円 68 銭 0 厘 24 銭 5 厘																																					
	最低料金が適用されない契約種別の場合	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘																																					

【 電気料金メニュー約款（低圧電力）の変更内容 】

	現行	変更後																																						
・別紙2 燃料費調整	<p>1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (Y - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> <p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.1543</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.1322</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.9761</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料価格</td> <td>X</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準単価(1 キロワット時につき)</td> <td>24 銭 5 厘</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α	0.1543	β	0.1322	γ	0.9761	燃料価格	X	26,000	Y	39,000	基準単価(1 キロワット時につき)		24 銭 5 厘	<p>1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。なお、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とし、最低料金適用電力量とは 1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> <p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.1543</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.1322</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.9761</td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料価格</td> <td>X 26,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基準単価</td> <td>最低料金が適用される契約種別の場合</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 上記をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>3 円 68 銭 0 厘 24 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td>最低料金が適用されない契約種別の場合</td> <td>1 キロワット時につき</td> <td>24 銭 5 厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>・燃料価格 Y を削除 ・基準価格の適用条件について詳細を追記</p>	項目		値	係数	α	0.1543	β	0.1322	γ	0.9761	燃料価格		X 26,000	基準単価	最低料金が適用される契約種別の場合	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 上記をこえる 1 キロワット時につき	3 円 68 銭 0 厘 24 銭 5 厘	最低料金が適用されない契約種別の場合	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘
項目		値																																						
係数	α	0.1543																																						
	β	0.1322																																						
	γ	0.9761																																						
燃料価格	X	26,000																																						
	Y	39,000																																						
基準単価(1 キロワット時につき)		24 銭 5 厘																																						
項目		値																																						
係数	α	0.1543																																						
	β	0.1322																																						
	γ	0.9761																																						
燃料価格		X 26,000																																						
基準単価	最低料金が適用される契約種別の場合	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 上記をこえる 1 キロワット時につき	3 円 68 銭 0 厘 24 銭 5 厘																																					
	最低料金が適用されない契約種別の場合	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘																																					